

電力供給ブランド「やまなしパワー NEXT」

募 集 要 項

令和3年11月1日

山 梨 県

東京電力エナジーパートナー株式会社

目 次

| | | |
|----|---------------------------------------|---|
| 第1 | 目的 | 1 |
| 第2 | 用語の定義 | 1 |
| 第3 | 適用内容 | 2 |
| 第4 | 供給要件 | 5 |
| 第5 | 申請手続 | 5 |
| 第6 | 審査等 | 7 |
| 第7 | その他留意事項 | 8 |
| 第8 | 「やまなしパワー Plus」の新規立地企業及び経営拡大企業に対する移行措置 | 9 |
| 第9 | 問い合わせ先 | 9 |

(添付)

| | |
|-------|------------------------------------|
| 別紙1 | 「基本プラン」電力量料金単価表 |
| 別紙2 | 「基本プラン」供給要件（詳細） |
| 別紙3 | 業種について（参考） |
| 様式1 | 申請書 |
| 様式1-1 | 申請書（やまなしパワー Plus「基本プラン」適用済み専用） |
| 様式1-2 | 申請書（やまなしパワー Plus「ふるさと水カプラン」適用済み専用） |
| 様式2 | 供給対象箇所一覧表 |
| 様式3 | 誓約書 |
| 様式4 | 企業等概要書 |
| 様式5 | 個別協議調書 |

電力供給ブランド「やまなしパワー NEXT」募集要項

山梨県と東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電エナジーパートナー」という。）は、平成28年度より、電力供給ブランド「やまなしパワー」を創設して共同で運営することとし、東電エナジーパートナーの標準的な電気料金から減額した価格で県内企業等へ電力を供給している。

令和元年からは「やまなしパワー Plus」（読み方：やまなしパワープラス）として、電気料金の低減率の拡大、対象範囲の拡大、さらにCO₂排出量削減に取り組む企業等に向けた環境価値メニューの新設等、事業内容を拡充し継続してきた。

この度、令和4年度から「やまなしパワー NEXT」（読み方：やまなしパワーネクスト）として、対象範囲の拡大等、一部内容を見直して更に2年間継続することとしたため、「やまなしパワー NEXT」基本プラン及びふるさと水力プランによる供給を希望する者は、この募集要項（以下「要項」という。）に基づき申請書類を提出願います。

第1 目的

山梨県と東電エナジーパートナーは、山梨県企業局の水力発電所で発電された電力を活用し、一定の要件を満たした山梨県内の企業等に対して、東電エナジーパートナーの標準的な電気料金から減額した価格で電力を供給すること等により、企業等の活動を活性化させ、及び新たな企業等の進出によって雇用の創出や定住人口の増加を図り、もって山梨県の経済が発展することを旨とする。

また、「やまなしパワー NEXT」の供給に併せて、エネルギーの効率的な利用を促し、企業等が、エネルギーの見える化、省エネルギーやエネルギーコストの低減、環境負荷の低減に資する取組を行うことを期待する。

第2 用語の定義

要項において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に規定するとおりとする。

1 企業等

法人その他の団体及び個人事業主をいう。

2 申請者

「やまなしパワー NEXT」の供給を希望し、要項に基づいて申請する企業等をいう。

3 供給対象箇所

「やまなしパワー NEXT」の供給を希望する場所であって、東電エナジーパートナーと単独で電気の供給契約を締結している、又は締結予定の事業所をいう。

4 基本プラン

東電エナジーパートナーの標準的な電気料金のうち、電力量料金単価を低減して適用する割引メニューをいう。

なお、基本プランは、要項第7のその他留意事項(4)①の排出係数の扱い等に記載の

とおり、電力の供給は、山梨県企業局の水力発電所で発電された電力に限定されるものではないため、留意のこと。

5 新規立地企業

令和3(2021)年3月31日以前に山梨県内に事業所を設置しておらず、同年4月1日から令和5(2023)年3月31日までの間に、山梨県内に事業所を設置し、経済活動を開始する企業等をいう。

6 経営拡大企業

令和3(2021)年3月31日時点において、山梨県内に事業所を設置して経済活動を行っている企業等のうち、平成31(2019)年4月1日から令和5(2023)年3月31日までの間に、新たに山梨県内に事業所を設置若しくは増築し、又は設備投資等を行う企業等をいう。

7 既存企業

令和3(2021)年3月31日時点において、山梨県内に事業所を設置して経済活動を行っている企業等のうち、経営拡大企業を除く、中小企業基本法の適用を受ける中小企業者並びに医療法人及び社会福祉法人をいう。

8 ふるさと水カプラン

山梨県企業局の水力発電所で発電された電力に電源を限定して供給することにより、CO₂排出係数をゼロとすることができる環境価値メニューをいう。

なお、ふるさと水カプランは、東電エナジーパートナーの標準的な電気料金にやまなしパワー NEXT「ふるさと水カプラン」募集要領に記載の加算単価により算定した料金での供給となり、加算分を山梨県の環境保全事業等の施策に充当する地元への貢献メニューである。

第3 適用内容

1 電力量料金単価

(1) 基本プラン

東電エナジーパートナーの「電気需給約款 [高圧] (2019年10月1日実施)」及び電気需給約款 [特別高圧] (2019年10月1日実施) (以下「需給約款」と総称する。)並びに「料金表 [高圧] (2019年10月1日実施)」及び料金表 [特別高圧] (2019年10月1日実施) (以下「料金表」と総称する。)に基づき締結している、又は新たに締結する電気の供給契約 (以下「需給契約」という。)によるものとし、電気料金のうち、使用電力量に対して課金する電力量料金の単価 (税込み) を、次のとおり低減して適用する。ただし、低減率は、料金表に記載する該当契約種別の単価との比較とする。

① 新規立地企業及び経営拡大企業

電力量料金単価を10%低減 (銭未満の端数は四捨五入)

② 既存企業

電力量料金単価を5%低減 (銭未満の端数は四捨五入)

※契約種別ごとの具体的な電力量料金単価は、別紙1「基本プラン電力量料金単価」のとおり。この単価は、料金表が変更されたときは、変更後の料金表に記載の電力量料金単価に基づいて変更する。

(参考1) 東電エナジーパートナーにおける電気料金の算出は、次のとおり(要項公表時点)。

電気料金(税込み) = 基本料金(契約電力×基本料金単価±力率割引・割増) + 電力量料金(使用電力量×電力量料金単価) ±燃料費調整額(使用電力量×燃料費調整単価) + 再生可能エネルギー発電促進賦課金(使用電力量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価)

(2) ふるさと水カプラン

需給契約及び東電エナジーパートナーが定める、やまなしパワー NEXT「ふるさと水カプラン」約款(以下「ふるさと水カプラン約款」という。)によるものとし、使用電力量に対して課金する電力量料金の単価(税込み)に、やまなしパワー NEXT「ふるさと水カプラン」募集要領(以下「ふるさと水カプラン募集要領」という。)の加算単価を加算して適用する。

2 適用期間

(1) 基本プラン

基本プランによる供給の適用期間は、令和4(2022)年4月1日以降の次のとおりとする。なお、適用期間終了後の電気料金は、その時点における需給契約の契約種別によるものとする。

① 新規立地企業及び経営拡大企業

需給契約後において、原則として、「やまなしパワー NEXT」の供給決定後の最初の検針日(計量日)から、令和6(2024)年3月分検針日(計量日)の前日までとする。

② 既存企業

原則として、「やまなしパワー NEXT」の供給決定後の最初の検針日(計量日)から、令和6(2024)年3月分検針日(計量日)の前日までとする。

(2) ふるさと水カプラン

年間契約のうちふるさと水カプランによる適用期間は、原則として、令和4(2022)年4月1日以降の供給決定後、最初の検針日(計量日)から1年後の同月検針日(計量日)の前日までとし、具体的には次のいずれかとする。

[通年型] 適用開始日から1年間、又は適用開始日から令和6(2024)年3月分検針日(計量日)の前日まで

[半年型] 主契約の5月分電気料金から10月分電気料金の算定期間と同一の期間

[夏限定型] 主契約の7月分電気料金から8月分電気料金の算定期間と同一の期間

3 契約種別

契約種別は、原則として、需給約款に定める「高圧電力」「高圧季節別時間帯別電力」「業務用電力」「業務用季節別時間帯別電力」「特別高圧季節別時間帯別電力A」「特別高圧季節別時間帯別電力B」「特別高圧電力A」「特別高圧電力B」のいずれかとする。なお、申請時に、契約種別が前記以外のとき、料金表に記載の料金単価以外の単価を適用しているとき、需給契約に付帯する需給調整契約に加入しているとき等は、「やまなしパワー NEXT」の供給を受けることができない場合がある。この場合は、個別に協議すること。

4 基本プランの既存企業における特例

既存企業であっても、供給対象箇所において事業の拡大等に取り組み、経営拡大企業の要件を満たすときは、経営拡大企業として再度申請することができるものとする。ただし、適用期間は、既存企業として「やまなしパワー NEXT」の供給を認められた期間までとする。

5 ふるさと水カプランにおける特例

ふるさと水カプランは、原則として、1年間の適用期間であること及び基本プランと同時に適用することはできないが、ふるさと水カプランの適用期間以外での基本プランの適用を可能とし、具体的には次のとおりとする。ただし、半年型と夏限定型は契約期間中の1年間は基本プランの適用は行わない。

(1) 新規立地企業及び経営拡大企業

新規立地企業及び経営拡大企業の供給要件を満たし、ふるさと水カプラン適用期間以外において新規立地企業及び経営拡大企業の適用を希望する場合は、随時受付の新規立地企業及び経営拡大企業申請時に協議する。

(2) 既存企業

既存企業の供給要件を満たし、ふるさと水カプラン契約期間以外において既存企業の適用を希望する場合は、要項第5の申請手続きに基づき申請するものとし、ふるさと水カプランの契約期間以外での既存企業の適用を可能とする。

なお、「やまなしパワー NEXT」基本プランの既存企業としての適用期間は、適用開始日にかかわらず、要項第3の適用内容2(1)②の適用期間終了日までとする。

6 中途解約

「やまなしパワー NEXT」による供給は、山梨県又は東電エナジーパートナーが天災その他の事由により「やまなしパワー NEXT」を供給することが困難となった場合を除き、中途解約できないものとする。申請者の事由により中途解約するときは、「やまなしパワー NEXT」の適用により低減を受けた電気料金に相当する金額を清算するものとする。ただし、ふるさと水カプランにおける加算料金に相当する金額についての清算は行わない。

7 その他供給条件

(1) 基本プラン

上記以外の供給に係る要件は、需給約款による。

(2) ふるさと水力プラン

上記以外の供給に係る要件は、需給約款及びふるさと水力プラン約款によるものとし、必要な事項について、別途、東電エナジーパートナーとの契約を締結するものとする。

第4 供給要件

「やまなしパワー NEXT」の供給は、次の要件を満たす申請者及び供給対象箇所を対象とする。

- 1 申請者は、山梨県内に事業所を置く、又は置こうとする企業等であること。ただし、国及び地方公共団体、住宅など個人利用の場合を除く。
- 2 申請者は、供給対象箇所において、東電エナジーパートナーから電力の全量の供給を受けている、又は受ける予定であること。
- 3 供給対象箇所における東電エナジーパートナーとの需給契約の名義は、申請者と一致していること。
- 4 申請者及び供給対象箇所は、次に掲げる要件及び別紙2「基本プラン供給要件（詳細）」（別紙2は、基本プランのみ）に記載する要件を満たすこと。この場合において、供給対象となる企業等の業種は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）によるものとする。ただし、申請状況により計画供給量を超過する場合は、申請受付順に審査し供給対象箇所を決定するため、本供給要件を満たしても対象外となる場合がある。

(1) 基本プラン

① 新規立地企業及び経営拡大企業

供給対象箇所の受電電圧が、高圧（6,000ボルト）又は特別高圧（20,000ボルト以上）であること。

② 既存企業

供給対象箇所の受電電圧が、高圧（6,000ボルト）であること。

(2) ふるさと水力プラン

供給対象箇所の受電電圧が、高圧（6,000ボルト）又は特別高圧（20,000ボルト以上）であること。

5 申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

① 直近1事業年度の法人税、消費税及び県税に係る徴収金を滞納している者

② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団又は暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者

第5 申請手続

申請手続は、次のとおりとする。なお、この申請は、需給契約の変更の申込みを兼ねるものとする。

1 申請方法

申請書類を取りまとめ、次の提出先へ郵送すること。ただし、ふるさと水力プランの申請に当たっては、個別に協議が必要なため、事前に要項第9の問い合わせ先まで連絡すること。

【提出先】〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県企業局「やまなしパワー NEXT」受付担当

2 申請期間

(1) 基本プラン

① 新規立地企業及び経営拡大企業

令和3(2021)年11月1日(月)～令和5(2023)年2月28日(火)

- ・締切り当日の消印有効
- ・令和5(2023)年3月31日までに「やまなしパワー NEXT」の供給を受ける体制が整わない企業等を除く。
- ・供給可能量との兼ね合いにより、申請期間内であっても募集を打ち切る場合がある。

② 既存企業

令和3(2021)年11月1日(月)～令和5(2023)年2月28日(火)

- ・締切り当日の消印有効
- ・要項第3の適用内容4(2)の特例の適用を希望する場合も、この申請期間内に、その旨を明示して申請すること。
- ・供給可能量との兼ね合いにより、申請期間内であっても募集を打ち切る場合がある。

(2) ふるさと水力プラン

令和3(2021)年11月1日(月)～令和5(2023)年2月28日(火)

- ・締切り当日の消印有効
- ・供給可能量との兼ね合いにより、申請期間内であっても募集を打ち切る場合がある。

3 申請書類及び提出部数

(1) 基本プラン

申請書類及び提出部数一覧

| 申請書類の名称 | 部数 | 備考 |
|---|-----|---|
| ア 申請書(様式1) 又は、申請書(様式1-1)、 (様式1-2) | 1部 | (様式1-1)は、既に「やまなしパワー Plus」適用済みの企業等専用 (様式1-2)は、既に「ふるさと水力プラン」適用済みの企業等専用 |
| イ 供給対象箇所一覧表(様式2) | 1部 | |
| ウ 電気料金請求書・内訳書(写) | 各1部 | 供給対象箇所ごとに提出 |
| エ 誓約書(様式3) | 1部 | |

| | | |
|---------------|-----|--------------------------------|
| オ 企業等概要書（様式4） | 1部 | 役員も記載すること |
| カ 業種を証明できる資料 | 1部 | 供給対象箇所ごとに提出（任意形式） |
| キ 納税証明書 | 各1部 | 国税に未納がないことの証明 県税に未納がないことの証明 |
| ク 個別協議調書（様式5） | 1部 | 供給対象箇所ごとに提出 |
| ケ その他必要と認める資料 | 1部 | 供給要件に応じて指定 |

① 新規立地企業及び経営拡大企業

申請書類及び提出部数一覧の、ア～ケとする。

※供給要件の確認等のため、現地調査の実施及び追加資料の提出を求める場合がある。

※既に「やまなしパワー Plus」の適用を受けている企業等にあつては、提出が不要となる申請書類があるため、事前に相談のこと。

② 既存企業

申請書類及び提出部数一覧の、ア～キとする。

なお、申請時点で「やまなしパワー Plus」の適用を受けている企業等においては、ア申請書（様式1-1）及びウのみとする。

(2) ふるさと水カプラン

基本プランに示す申請書類及び提出部数一覧のうち、ア～オ、キとする。なお、申請に当たっての事前の協議において、次の事項について確認を行う。

- ・過去1年間の電気使用実績（30分ごとの使用電力量）
- ・年間使用計画
- ・その他必要な事項

なお、申請時点で「ふるさと水カプラン」の適用を受けている企業等で、使用状況に大きな変更が無い場合においては、ア申請書（様式1-2）及びイ、ウのみとする。

第6 審査等

(1) 審査の流れ

申請書の受付後、山梨県企業局において、供給要件に合致しているか申請書類の審査を行い、東電エナジーパートナーの承認を経て、供給を決定する。

既存企業については、申請受付順で審査を行い、計画供給量の超過に至った場合、募集を打ち切るため、供給要件を満たしても対象外となる場合がある。

なお、新規立地企業及び経営拡大企業については、事業所の設置等に伴い、供給対象箇所の契約電力の増加等が必要となるため、審査と並行して、申請者と東電エナジーパートナーの協議が必要となる場合がある。

(2) 決定（適用又は対象外）の通知

① 基本プラン

ア 新規立地企業及び経営拡大企業

申請書の受付後、原則として、2か月以内（設備投資等に係る事実の確認又は

東電エナジーパートナーとの需給契約の新たな締結若しくは変更が必要な場合にあっては、当該事実の確認後又は契約内容の確定後に決定し、通知する。

イ 既存企業

申請書の受付後、原則として、2か月以内に決定し、通知する。

② ふるさと水力プラン

東電エナジーパートナーと別途、契約を締結するため、個別に通知する。

第7 その他留意事項

(1) 申請書類の取扱い

① 情報の利用

- ・山梨県は、審査に必要があるときは、申請書類に記載された情報について、山梨県の関係機関に照会することができるものとする。
- ・東電エナジーパートナーは、申請書類に記載された情報について、「やまなしパワー NEXT」の供給に必要な情報を利用することができるものとする。

② 申請書類の返却

提出された申請書類は、返却しない。申請書類の控えが必要な場合は、申請者において対応すること。

(2) 「やまなしパワー NEXT」による電力の供給を受ける企業等に対する調査

山梨県と東電エナジーパートナーは、要項1の目的に記載したとおり、「やまなしパワー NEXT」の供給により、その供給を受ける企業等が、エネルギーの見える化、省エネルギーやエネルギーコストの低減、環境負荷の低減に資する取組を行うことを期待している。

については、「やまなしパワー NEXT」の供給を受ける企業等は、不断の努力をされたい。

また、適用期間において、どの程度取組が進展したか毎年度調査することとしているので、必ず報告すること。

(3) 虚偽申請等による適用の解除等

- ・申請書類に虚偽の記載、申請に不正の行為等があったときは、「やまなしパワー NEXT」の適用を解除する。また、前項の調査に協力しないときは、「やまなしパワー NEXT」の適用を解除する場合がある。
- ・「やまなしパワー NEXT」の適用が解除された企業等は、「やまなしパワー NEXT」の適用により低減を受けた電気料金に相当する金額を清算するものとする。
- ・「やまなしパワー NEXT」の適用が解除された企業等について、悪質な場合は、企業等の名称を公表する場合がある。

(4) 排出係数の扱い等

① 基本プラン

山梨県企業局の水力発電所で発電された電力は、東電エナジーパートナーの電源として活用されるが、基本プランによる安価な供給については、山梨県企業局の水

力発電所で発電された電力に限定されるものではない。申請に当たっては、そのことを承知いただくとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく報告等に用いる排出係数については、東電エネルギーパートナーの事業者別排出係数を用いること。

② ふるさと水カプラン

ふるさと水カプランによる供給については、山梨県企業局の水力発電所で発電された電力と限定されるため、電気の使用に伴うCO₂排出係数はゼロである。

第8 「やまなしパワー Plus」の新規立地企業及び経営拡大企業に対する移行措置

令和3(2021)年度までに「やまなしパワー Plus」による電力量料金単価の7%低減の供給を受ける新規立地企業及び経営拡大企業については、「やまなしパワー NEXT」の適用内容との整合性を考慮し、次のとおり移行措置を行なう。

- 1 電力量料金単価の7%低減の適用期間のうち、令和4(2022)年4月の検針日（計量日）から適用期間終了までの電力量料金単価の低減率を10%とする。
- 2 適用期間終了後において、「やまなしパワー NEXT」の既存企業としての供給要件を満たし、適用を希望する場合は、要項第5の申請手続2(1)②の申請期間にかかわらず、申請可能とする。その場合、申請期間は「やまなしパワー Plus」による適用期間終了日1か月前までとし、「やまなしパワー NEXT」の既存企業としての適用期間は、適用開始日にかかわらず、要項第3の適用内容2(1)②の適用期間終了日までとする。

第9 問い合わせ先（事務局）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県企業局「やまなしパワー NEXT」受付担当
電 話：055-234-5270
FAX：055-223-5393